

開成町議会の議員派遣等に関する要綱

平成26年5月1日

開成町議会訓令第1号

開成町議会の議員派遣等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、開成町議会会議規則（平成8年開成町議会規則第1号。以下「規則」という。）

第72条に基づく委員会の委員の派遣（以下「委員派遣」という。）及び第123条に基づく議会の議員の派遣（以下「議員派遣」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の目的)

第2条 委員派遣及び議員派遣（以下「議員派遣等」という。）は、議案審査及び調査活動の充実、議員の資質向上並びに議会の活性化を図り、もって町政の発展に寄与することを目的とする。

(派遣の区分)

第3条 議員派遣等は、次の各号に定める区分により、それぞれ当該各号に定める事項の審査、調査又は研修のために実施する。

(1) 委員派遣 次に掲げる現地調査又は現地視察

ア 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）が付議された議案等の審査のために行う現地調査

イ 常任委員会が所管事務調査の一環として行う現地調査又は現地視察

ウ 委員会が与えられた調査事項のために行う現地調査

(2) 議員派遣 議員の資質向上又は議会活動の活性化のために単独又は複数の議員により行う現地視察及び研修会等への参加

(議員派遣の事前協議)

第4条 議員派遣は、それぞれ必要の都度、別に議長の指定する期日までに議長と協議を開始するものとする。

(派遣手続)

第5条 委員会は、委員派遣を実施しようとするときは、規則第72条に定めるところにより派遣承認要求書（第1号様式）を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

2 議員は、議員派遣を実施しようとするときは、その調査事項、目的地、日時、経費等を記載した派遣申請書（第2号様式）を議長に提出し、規則第123条に定めるところにより派遣の決定を受

けなければならない。ただし、全国町村議会議長会、神奈川県町村議会議長会、足柄上郡町村議会議長会、他の市町村議会等が主催する研修等に参加する場合は、派遣申請書の提出は要しない。

(事前調査等)

第6条 議員派遣等を実施しようとする委員会又は議員は、その派遣の目的に沿った効果が最大限に得られるようにするため、予備調査、共通理解及び役割分担などの事前調査等を行わなければならない。

(派遣の結果報告及び公表)

第7条 議員派遣等により派遣された委員又は議員は、議員派遣等のてん末を記載した派遣成果報告書(第3号様式)を派遣終了後30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の規定による派遣成果報告書の提出を受けたときは、その内容をホームページ等で公表しなければならない。

(派遣に要する経費)

第8条 議員派遣等に要する経費は、公費負担とする。ただし、議員一人あたりの上限額は当該年度の予算額を議員数で除して得た額とする。

2 議員派遣等に要する経費のうち旅費については、開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年開成町条例第6号。以下「条例」という。)の規定による額を支給するものとする。ただし、研修負担金に宿泊代金が含まれるときは、条例第6条に規定する宿泊料は支給しないものとする。

(その他の事項)

第9条 この訓令に定めるもののほか、議員派遣等の実施について必要な事項は、その都度議長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成26年5月1日から施行する。

第1号様式（第5条第1項関係）

年 月 日

開成町議会議長 様

委員会委員長 印

派遣承認要求書

委員会名	委員会
派遣者氏名 (全員を記載)	
目的 (調査事項)	
目的地	名称等： 住所：
期日（期間）	年 月 日（～ 年 月 日）
要する経費	
その他 特記事項	

年　月　日

開成町議会議長

様

開成町議会議員・代表者

印

開成町議会議員

印

派 遣 申 請 書

派遣の区分	☐ 議員（複数） ☐ 議員（単独）
派遣者氏名 （全員を記載）	
目　　　的 （調査事項又は研修項目）	
目　　　的　　　地	名称等： 住　　　所：
期日（期間）	年　月　日（～　年　月　日）
要する経費	
そ　の　他 特　記　事　項	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

開成町議会議長

様

委員会委員

印

開成町議会議員

印

派遣成果報告書

派遣の区分	☐ 委員会派遣（_____委員会） ☐ 議員（複数） ☐ 議員（単独）
目的 （調査事項又は研修項目）	
目的地	名称等： 住所：
期日（期間）	年 月 日（～ 年 月 日）
視察又は 研修の成果	別紙のとおり

- ※ 派遣された委員又は議員は、派遣終了後30日以内に議長に提出してください。
- ※ 「視察又は研修の成果」は、調査・研修内容や実施後の所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。
- ※ 研修等を受講した場合、研修先から交付される「修了証」等を添付してください。